

## 四條畷市公共施設再編検討会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、四條畷市公共施設再編検討会規則（令和2年規則第8号）に定めるもののほか、四條畷市公共施設再編検討会（以下「再編検討会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴定員)

第2条 再編検討会を傍聴することができる者の定員（以下「傍聴定員」という。）は、14人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。

(傍聴手続)

第3条 傍聴の手続は、次に定めるところによる。

(1) 再編検討会を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

(2) 傍聴者の受付は、再編検討会の開会時刻の30分前から先着順に行うものとする。

ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴者を決定する。

(3) 傍聴者の入場は、傍聴定員に達したとき、又は再編検討会の閉会時刻をもって終了する。

(4) 傍聴者の交替は、認めないものとする。

(5) 傍聴者の途中退場は、これを妨げない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、再編検討会を傍聴することができない。

(1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、旗、のぼり及びプラカードその他これらに類するものを携帯している者

(3) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者

(4) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している（第

6条ただし書の規定により許可を得た者を除く。）

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に掲げるもののほか、再編検討会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあると認められる者

(傍聴者の遵守すべき事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会場における言論に対して、批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 静粛にし、放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話等音声の発する機器の電源を切ること。

(6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(係員の指示)

第7条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、再編検討会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月14日から施行する。